

2014年3月3日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第308号）

国家外貨管理局上海市分局、 自由貿易試験区の外貨管理規定を発表 外貨資本金の自由な元転が可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局上海市分局は、2014年2月28日付で『中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持する外貨管理実施細則の印刷・配布に関する通達』（上海匯發[2014]26号、以下『26号通達』という）を公布しました。中国人民銀行が2013年12月2日に公布した『金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀發[2013]244号）に明記された規制緩和方針の実務規定となる『外貨管理による試験区建設支持の実施細則』（以下『実施細則』という）を発表。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において外貨資本金の自由な元転や經常取引の外貨差額決済（ネットィング）、グループ企業間の国際的な外貨資金プーリングが可能になります。

□ 元転後の資本金は専用口座に預入

『26号通達』の最大のポイントは、外貨資本金元転規制の緩和です。現行の外貨管理規定によれば、外商投資企業による外貨資本金の元転は、手元準備金（1回5万米ドル以内、月額10万米ドル以内）を除き、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な額だけ元転しなければなりません。一方、『26号通達』は、区内の外商投資企業がその外貨資本金を自由に元転できることを規定しています（『実施細則』第11条）。

ただし、『26号通達』は同時に、区内の外商投資企業による外貨資本金の元転に対して「自由元転比率」を設けています。その比率は現在、外貨資本金全額を一度に元転可能とする「100%」に設定されているものの、国家外貨管理局が国際収支の状況に基づいて適宜調整できるとしており、当局がコントロールできる余地を残しています。

上海自由貿易区内に設立した外商投資企業は、外貨資本金口座の開設銀行で外貨資本金口座と対応する人民元専用預金口座（「元転後支払待ち口座」）を開設し、元転後の資本金を一旦その専用口座に預け入れた後、実需に基づいて使用することとなります（同上）。また、従来規定のとおり、元転後の人民元

資金は経営範囲以外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸借や第三者に転貸した銀行借入金の返済、自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）等も禁止されます（同第 12 条）。

なお、区内に新設する外商投資企業は企業設立後の外貨登記が不要になります（同第 10 条）。現物出資する場合や前期費用を資本金口座に振り替える場合等を除き、銀行で企業基本情報登記を行った上で、外貨資本金口座を開設することができます。

□ 外貨の国際的なプーリングも可能に

『26 号通達』は、多国籍企業集団による外貨資金管理の利便化も図っています（『実施細則』第 17 条）。外貨資金の内部管理制度を有している、内部管理システムを構築している、直近 3 年間に重大な外貨規定違反がない、貨物貿易外貨管理の A 類企業である等の条件を満たす区内企業は、国内外のグループ企業の外貨集中管理、經常取引の外貨集中決済・差額決済を行うことができます。

区内企業は「国内外貨資金メイン口座」を通じて經常取引の外貨集中決済や差額決済を行えるほか、国内グループ企業の資本金、外債、資産現金化資金等を集中管理（プーリング）することもできます。また、国内グループ企業のプーリング外貨は、「国内外貨資金メイン口座」から「国際外貨資金メイン口座」を経由して国外のグループ企業とも融通しあえるようになります。

『26 号通達』は、「国際外貨資金メイン口座」と国外との資金振替を自由に行えるようにしているものの、「国内外貨資金メイン口座」と「国際外貨資金メイン口座」との資金振替に一定の限度額を設定しています。「国際外貨資金メイン口座」から「国内外貨資金メイン口座」への資金振替は、国内グループ企業全体の外債限度額を超えてはならず、「国内外貨資金メイン口座」から「国際外貨資金メイン口座」への資金振替は、国内グループ企業全体の所有者権益の 50%を超えてはならないと規定しています。

＊

『26 号通達』はこのほかにも、いくつかの規制緩和措置を盛り込んでいます。

- ✓ 区内企業による国外貸付上限額を所有者権益の 50%へと引き上げ（区外企業は 30%）
- ✓ 区内企業による国外担保の提供に係る事前認可を廃止（担保残高比率や被担保人条件の制限も適用しない）
- ✓ 区内企業による担保料の対外支払に係る事前認可を廃止
- ✓ 区内のファイナンスリース企業による国内企業からの外貨リース料の受取を開放

『26 号通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 10 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、『実施規定』付属のオペレーション規程については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』の続報にてご紹介いたします。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局上海市分局
上海匯発[2014]26 号
中国（上海）自由貿易試験区の建設を支持する
外貨管理実施細則の印刷・配布に関する通達**

上海市各外貨指定銀行：

中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、対外開放を拡大し、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38 号）および『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244 号）を具体化するため、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」という）は、実体経済への奉仕、外貨管理改革の深化、リスクの効果的な防止、「一項目が成熟したら、一項目を推し進める」原則に基づき、試験区で以下の外貨管理政策措置を実施する。

1、 外貨管理改革を深化させ、貿易・投資の利便化を促進する

- (1) 経常項目の外貨受取・元転、外貨購入・支払の書類審査を簡素化する。銀行は「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の原則に基づき経常項目の外貨受取・元転、外貨購入・支払業務を行う。
- (2) 直接投資外貨登記手続を簡素化する。一つ目は、直接投資外貨登記業務手続チャネルを拡大する。二つ目は、外商投資企業の外貨資本金の自由な元転を実行し、外商投資企業は外貨資本金口座開設銀行において一対一で対応する人民元専用預金口座を開設し、資本金の元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて真実の取引原則に基づき当該口座を通じて各種支払業務を行うことができる。
- (3) 対外債権債務管理を緩和する。一つ目は、対外担保および国外への担保料の支払に係る行政審査・批准を取り消す。二つ目は、区内企業による国外外貨貸付金額上限をその所有者権益の 30%から 50%へと調整して、国外直接投資債権登記を国外外貨貸付登記管理に組み入れる。三つ目は、国外ファイナンスリース債権の審査・批准を取り消し、国内ファイナンスリース業務における外貨リース料の受取を許可する。
- (4) 多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理、外貨プーリングおよび国際貿易決済センターの外貨管理試行政策を改善する。試行企業の条件を緩和し、審査・批准プロセスおよび口座管理を簡素化する。

- (5) 元転・外貨転管理を完善化する。銀行による区内顧客に対するコモディティ商品デリバティブの相対取引の展開を利便化する。

2、統計モニタリングと分析アラートを強化し、外貨受取・支払リスクを効果的に防止する

- (6) 外貨管理データ情報報告義務を厳格に履行する。銀行、企業等は、現行の外貨管理規定に基づき、遅滞なく、正確に外管局へ国際収支統計申告、国内資金振替、元転・外貨転等のデータを報告し、異常な、もしくは疑わしい状況を主体的に報告し、合わせて積極的に措置を採用して異常なクロスボーダー資金流動を防止しなければならない。
- (7) オフサイト・モニタリングと立入確認検査を強化する。外管局は、クロスボーダー資金流動のモニタリングを強化し、外貨受取・支払アラート指標体系を完善化し、銀行、企業等の異常な、もしくは疑わしい状況に対してリスク提示を行い、法に基づき立入確認検査を展開し、分類管理を実施し、規定違反行為を処罰する。必要なときに政策を調整し、臨時的な管制措置を採用する。

本通知は、発布の日より実施する。次の一步として、外管局は遅滞なく試験区における外貨管理政策措置の実施効果を総括し、投融資送金・兌換の利便化をさらに促進する等の政策措置を積極的に研究し、試験区における実体経済の発展を支持し、試験区の国家戦略にさらに良く奉仕する。

付属文書：外貨管理による試験区建設支持の実施細則

国家外貨管理局上海市分局

2014年2月28日

付属文書：

外貨管理による試験区建設支持の実施細則

第1章 総則

- 第1条** 中国（上海）自由貿易試験区（以下「試験区」という）の建設を支持し、『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38号）および『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（銀発[2013]244号、以下『意見』という）を具体化するため、本実施細則を制定する。
- 第2条** 試験区内の銀行（区内に登録している銀行および区内業務を行う上海地区のその他の銀行を含む、以下同）、国内外企業、非銀行金融機関、個人（以下「区内主体」という）に本実施細則を適用する。
- 第3条** 国家外貨管理局上海市分局（以下「外管局」という）は、試験区における外貨口座の開設、資金振替、元転・外貨転、人民元・外貨データ統計等の事項の監督管理に具体的に責任を負う。
- 第4条** 区内主体は、現行の外貨管理規定に基づき、国際収支、元転・外貨転、国内資金振替、口座等のデータ報告義務を真剣に履行し、データの正確性、即時性、完全性を保証しなければならない。
- 第5条** 区内銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の原則を遵守し、本実施細則の規定に基づき試験区における外貨業務の真実性、コンプライアンス性の審査を適切に履行し、完善な内部統制管理制度を制定して外管局に報告して届け出なければならない。
- 第6条** 区内企業、非銀行金融機関、個人等が行う本実施細則の規定する外貨業務革新は、真実で合法的な取引基礎を有し、合わせて口座を通じて手続を行い、虚偽の契約を使用もしくは取引を作り上げて業務を行ってはならない。

第2章 経常項目業務

- 第7条** 区内主体と国外との間の経常項目取引は、本細則第5条の規定に基づき外貨購入・支払、外貨受取・元転手続を行う。資金の性質が不明確な場合、区内銀行は企業、非銀行金融機関、個人等に関連書類を提供するよう要求しなければならない。

区内のA類企業の貨物貿易外貨収入は、審査待ち口座に入金する必要はない。サービス貿易、収益及び経常移転等の対外支払が1件あたり5万米ドル相当以上の場合、規定に基づき税務届出表を提出する。

第8条 条件に合致する区内企業は、国内の外貨資金メイン口座を通じて経常項目外貨資金集中受取・支払および相殺差額決済を行うことができる。

第9条 区内の金融リース会社、外商投資リース会社および中国資本ファイナンスリース会社（以下「ファイナンスリース類会社」という）が国内賃借人にファイナンスリースを行うときに外貨リース料を受け取ることを許可する。区内の大型ファイナンスリース企業に対して貨物貿易特殊標識モニタリング管理を実行する。

第3章 資本項目業務

第10条 直接投資に係る外貨登記および変更登記を銀行手続に委譲する。

第11条 区内の外商投資企業の外貨資本金は、自由な元転を実行する。外商投資企業は、外貨資本金口座開設銀行において一対一で対応する人民元専用預金口座を開設し、資本金元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて真実の取引原則に基づき当該口座を通じて各種支払業務を行わなければならない。

銀行は、『国家外貨管理局による資本項目情報システム試行および関連データ報告業務に関する通達』（匯発[2012]60号）付属文書4『外貨口座データ収集規範（1.1版）』の要求を参照して人民元専用預金口座の開設・閉鎖および受取・支払・残高情報を報告しなければならない。人民元専用預金口座の口座性質コードを「2113」とし、口座性質名称を「資本項目—元転後支払待ち口座」とする。銀行は、『国家外貨管理局による国内銀行の涉外受取・支払証憑および関連情報報告準備業務の調整の適切な遂行に関する通達』（匯発[2011]49号）の要求を参照して、国内受取・支払証憑を通じ、人民元専用預金口座とその他の国内人民元口座との間の受取・支払情報を報告しなければならない。

第12条 外商投資企業の資本金およびその元転で得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借

の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。

（4） 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

第13条 区内企業による国外外貨貸付管理を緩和し、区内企業による国外外貨貸付金額上限をその所有者権益の50%へと調整する。確かに当該比率を超える必要がある場合、外管局が個別案件集団審議方式により処理する。

第14条 区内企業が提供する対外担保は、自ら担保契約の締結を行うことができ、外管局に申請して事前行政審査・批准手続を行う必要はない。

区内企業が対外担保を提供するとき、担保人および被担保人の純資産比率、被担保人の損益状況ならびに担保人および被担保人の間の持分関連条件の制限を受けない。

区内企業が締結する対外担保契約は、規定に基づき対外担保登記および履行認可手続を行い、合わせて担保に係る資金用途に関する制限性規定に合致していなければならない。

第15条 区内企業、非銀行金融機関が国外に支払う担保料に認可は必要なく、担保料支払通知書を持参して直接、銀行で外貨購入・支払手続を行うことができる。

銀行は、担保料の外貨購入・支払手続を行うとき、関連担保業務が外管局の関連規定に合致していることを確認しなければならない。

第16条 区内のファイナンスリース類会社によるファイナンスリース対外債権業務手続の個別審査・批准を取り消し、登記管理を実行する。

第17条 多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理、国内外貨プーリングおよび国際貿易決済センターの外貨管理試行を統合する。区内企業はすでに開設した国内外貨プーリング口座、国際貿易決済センター専用口座の名称を国内外貨資金メイン口座に統一し、機能を国内外貨資金メイン口座に合併させる。

国内外貨資金メイン口座は、第8条の業務および国際貿易決済センター業務を行うことができるほか、国内メンバー単位の資本金、外債、資産現金化資金等を集中管理することができる。

条件に合致する区内企業は、経営の必要に基づき、国際外貨資金メイン口座を開設することができる。国際外貨資金メイン口座と国外資金の往来は自由で、国内外貨資金メイン口座とは規

定の限度額内で自由に振り替えられる。

条件に合致する区内企業が国内外貨資金メイン口座、国際外貨資金メイン口座を通じて展開する各種試行業務に係わる行政審査・批准を届出に改める。

第4章 外貨市場業務

第18条 銀行が区内企業のために行うコモディティ商品デリバティブ取引は、以下の規定を遵守して係わる元転・外貨転業務を行わなければならない。

- (1) 事前に必要な業務資格の取得、必要な商品の報告・届出手順の履行等を含む、関連金融監督管理部門の規定に合致していること。銀行の分支機構がこの業務を開始する場合、必要な事前授権の取得等を含む、銀行の内部管理規定に合致していなければならないこと。
- (2) 銀行もしくはその総行は、インターバンク市場マーケットメーカー資格を有していること、もしくは銀行が上海地区で直近3年に外貨管理規定執行状況考課においてA級を1回以上取得し、かつB級以下を取得していないこと。
- (3) 銀行が展開するコモディティ商品デリバティブ取引に係る元転・外貨転業務は、上海市分局に事前届出しなければならない。
- (4) 銀行が企業のために提供するコモディティ商品デリバティブ取引は、企業が真実のコモディティ商品実物取引の背景を有しており、適度な裁定ヘッジの原則に合致しているかを審査し、合わせて顧客に事実どおりに情報を開示、リスクを提示し、企業が関連リスクを自ら引き受けなければならないこと。
- (5) 銀行が企業のために提供するコモディティ商品デリバティブ取引に係る国外でのカバーにより発生した為替レートオープンポジションもしくは外貨損益は、当該行で相応の元転・外貨転業務を行い、合わせて銀行の元転・外貨転総合ポジションに組み入れてカバーすることができること。外管局は、銀行による当該元転・外貨転業務に対して年間累計発生額規模管理を実行すること。
- (6) 銀行は、上述の元転・外貨転取引を銀行元転・外貨転統計に組み入れなければならない、取引項目は「240/440 その他の投資」項目に帰属させ、取引主体は「銀行自身」に基づき統計すること。
- (7) 銀行は、外管局に定期的にコモディティ商品デリバティブの関連取引および元転・外貨転の情報を報告しなければならないこと。

第5章 附則

第19条 外管局は、区内企業の貨物貿易等の外貨受取・支払に対してオフサイト・モニタリングを行い、異常な、もしくは疑わしい状況に対して立入確認を行い、合わせて立入確認結果に基づき分類管理を行う。

第20条 国際収支に深刻な不均衡が発生した、もしくは発生する可能性があるとき、外管局は相応の臨時的な管制措置を採用することができる。

第21条 外管局は、国家のマクロプルーデンス政策、外貨収支の情勢および革新業務の展開状況に基づき、革新業務内容を徐々に完備化および改善することができる。

第22条 外管局は、法に基づき区内主体に対して監督検査および調査を行う。『外貨管理条例』および本規定に違反した場合、革新業務を一時的に停止し、合わせて『外貨管理条例』および関連規定に基づき処罰を行う。

第23条 本実施細則は、発布の日より施行する。規定していない事項は、税関特殊監督管理区域外貨管理弁法等の現行の外貨管理規定に基づき手続を行う。

- 付属文書：1. 試験区における多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行オペレーション規程
2. 試験区における直接投資外貨登記オペレーション規程
3. 試験区における外商投資企業の資本金の自由な元転に係るオペレーション規程
4. 試験区における国内外リースサービス外貨管理オペレーション規程

（中国語原文）

国家外汇管理局上海市分局

上海汇发〔2014〕26号

关于印发支持中国（上海）自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知

上海市各外汇指定银行：

为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，扩大对外开放，落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》（国发〔2013〕38号）和《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号），经国家外汇管理局批准，国家外汇管理局上海市分局（以下简称外管局）按照服务实体经济、深化外汇管理改革、有效防范风险、“成熟一项、推出一项”原则，在试验区实施以下外汇管理政策措施：

一、 深化外汇管理改革，促进贸易投资便利化

- （一） 简化经常项目收结汇、购付汇单证审核。银行按照“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”等原则办理经常项目收结汇、购付汇业务。
- （二） 简化直接投资外汇登记手续。一是拓宽直接投资外汇登记业务办理渠道。二是实行外商投资企业外汇资本金意愿结汇，外商投资企业可在外汇资本金账户开户银行开立一一对应的人民币专用存款账户，用于存放资本金结汇所得人民币资金，并按照真实交易原则通过该账户办理各类支付业务。
- （三） 放宽对外债权债务管理。一是取消对外担保和向境外支付担保费行政审批。二是将区内企业境外外汇放款金额上限由其所有者权益的30%调整至50%，将境外直接投资债权登记纳入境外外汇放款登记管理。三是取消境外融资租赁债权审批，允许境内融资租赁业务收取外币租金。
- （四） 改进跨国公司总部外汇资金集中运营管理、外币资金池及国际贸易结算中心外汇管理试点政策。放宽试点企业条件，简化审批流程及账户管理。
- （五） 完善结售汇管理。便利银行开展面向区内客户的大宗商品衍生品的柜台交易。

二、 加强统计监测与分析预警，有效防范外汇收支风险

- （六） 严格履行外汇管理数据信息报送义务。银行、企业等应按照现行外汇管理规定，及时、准确地向外管局报送国际收支统计申报、境内资金划转、结售汇等数据；主动报告异常或可疑情

况并积极采取措施防止异常跨境资金流动。

- (七) 强化非现场监测与现场核查检查。外汇局加强跨境资金流动监测，完善外汇收支预警指标体系，对银行、企业等异常或可疑情况进行风险提示，依法开展现场核查检查，实施分类管理，处罚违规行为；必要时调整政策，采取临时性管制措施。

本通知自发布之日起实施。下一步，外汇局将及时总结试验区外汇管理政策措施实施效果，积极研究进一步促进投融资汇兑便利化等政策措施，支持试验区实体经济发展，更好地服务于试验区国家战略。

附件：外汇管理支持试验区建设实施细则

国家外汇管理局上海市分局

2014年2月28日

附件：

外汇管理支持试验区建设实施细则

第一章 总则

- 第一条** 为支持中国（上海）自由贸易试验区（以下简称试验区）建设，落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》（国发[2013]38号）和《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发[2013]244号，以下简称《意见》），制定本实施细则。
- 第二条** 试验区内银行（含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行，下同）、境内外企业、非银行金融机构、个人（以下简称区内主体）适用本实施细则。
- 第三条** 国家外汇管理局上海市分局（以下简称外汇局）具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、本外币数据统计等事项。
- 第四条** 区内主体应按照现行外汇管理规定，认真履行国际收支、结售汇、境内资金划转、账户等数据报送义务，保证数据的准确性、及时性、完整性。
- 第五条** 区内银行应当遵循“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”等原则，切实按照本实施细则规定履行试验区外汇业务真实性、合规性审查，制定完善的内控管理制度并报外汇局备案。
- 第六条** 区内企业、非银行金融机构、个人等办理本实施细则规定的外汇业务创新，应当具有真实合法交易基础，并通过账户办理，不得使用虚假合同或者构造交易办理业务。

第二章 经常项目业务

- 第七条** 区内主体与境外之间经常项目交易，按本细则第五条规定办理购付汇、收结汇手续。对于资金性质不明确的，区内银行应要求企业、非银行金融机构、个人等提供相关单证。
- 区内A类企业货物贸易外汇收入无需进入待核查账户。服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。
- 第八条** 符合条件的区内企业可通过国内外汇资金主账户办理经常项目外汇资金集中收付汇和轧差净额结算。

第九条 允许区内金融租赁公司、外商投资租赁公司及中资融资租赁公司（以下简称融资租赁类公司）在向境内承租人办理融资租赁时收取外币租金。对区内大型融资租赁企业实行货物贸易特殊标识监测管理。

第三章 资本项目业务

第十条 直接投资项下外汇登记及变更登记下放银行办理。

第十一条 区内外商投资企业的外汇资本金实行意愿结汇。外商投资企业应在外汇资本金账户开户银行开立一一对应的人民币专用存款账户，用于存放资本金结汇所得人民币资金，按照真实交易原则通过该账户办理各类支付手续。

银行应参照《国家外汇管理局关于资本项目信息系统试点及相关数据报送工作的通知》（汇发[2012]60号）附件4《外汇账户数据采集规范（1.1版）》的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息，人民币专用存款账户的账户性质代码为2113，账户性质名称为“资本项目—结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于做好调整境内银行涉外收付凭证及相关信息报送准备工作的通知》（汇发[2011]49号）的要求，通过境内收付款凭证，报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。

第十二条 外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- （一）不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- （二）除另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；
- （三）不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷第三方的银行人民币贷款；
- （四）除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

第十三条 放宽区内企业境外外汇放款管理，将区内企业境外外汇放款金额上限调整至其所有者权益的50%；确有需要超过该比例的，由外汇局按个案集体审议方式处理。

第十四条 区内企业提供对外担保，可自行办理担保合同签约，无需到外汇局申请办理事前行政审批手续。

区内企业提供对外担保时，不受担保人和被担保人净资产比例、被担保人盈利状况及担保人和被担保人之间股权关联条件的限制。

区内企业签订对外担保合同，应当按规定办理对外担保登记和履约核准手续，并符合关于担保项下资金用途的限制性规定。

第十五条 区内企业、非银行金融机构向境外支付担保费无需核准，可持担保费支付通知书直接到银行办理购付汇手续。

银行在办理担保费购付汇手续时，应确认相关担保业务符合外汇局相关规定。

第十六条 取消区内融资租赁类公司办理融资租赁对外债权业务的逐笔审批，实行登记管理。

第十七条 整合跨国公司总部外汇资金集中运营管理、境内外币资金池和国际贸易结算中心外汇管理试点。区内企业已开立的境内外币资金池账户、国际贸易结算中心专用账户名称统一改为国内外汇资金主账户，功能并入国内外汇资金主账户。

国内外汇资金主账户除可以办理第八条的业务和国际贸易结算中心业务外，还可以集中管理境内成员单位资本金、外债、资产变现资金等。

符合条件的区内企业可根据经营需要，开立国际外汇资金主账户。国际外汇资金主账户与境外资金往来自由，与国内外汇资金主账户在规定额度内自由划转。

符合条件的区内企业通过国内外汇资金主账户、国际外汇资金主账户开展的各类试点业务所涉行政审批改为备案。

第四章 外汇市场业务

第十八条 银行为区内企业办理大宗商品衍生品交易，应遵守如下规定办理所涉结售汇业务：

- (一) 符合相关金融监督管理部门规定，包括事先获得必要的业务资格、履行必要的产品报备程序等；银行分支机构开办此项业务应符合银行内部管理规定，包括获得必要的事先授权等。
- (二) 银行或其总行应具备银行间外汇市场做市商资格；或者该银行在上海地区近3年执行外汇管理规定情况考核中曾经获得一次以上A级，且没有得过B以下评级。
- (三) 银行开展大宗商品衍生品交易项下的结售汇业务应向上海市分局事先备案。
- (四) 银行为企业提供的大宗商品衍生品交易，应审核企业具有真实的大宗商品实物交易背景，符合适度套期保值原则，并向客户如实披露信息、揭示风险，由企业自主承担有关风险。

- (五) 银行为企业提供大宗商品衍生品交易项下因境外平盘产生的汇率敞口或外汇盈亏，可在本行办理相应的结售汇业务，并纳入银行结售汇综合头寸平盘；外汇局对银行该结售汇业务实行年累计发生额规模管理。
- (六) 银行应将上述结售汇交易纳入银行结售汇统计，交易项目归属于“240/440 其他投资”项下；交易主体按照“银行自身”统计。
- (七) 银行应向外汇局定期报送大宗商品衍生品的有关交易和结售汇信息。

第五章 附则

- 第十九条** 外汇局对区内企业货物贸易等外汇收支进行非现场监测，对异常或可疑情况进行现场核查，并根据现场核查结果进行分类管理。
- 第二十条** 当国际收支出现或可能出现严重失衡时，外汇局可采取相应的临时性管制措施。
- 第二十一条** 外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及创新业务开展情况，逐步完善和改进创新业务内容。
- 第二十二条** 外汇局依法对区内主体进行监督检查和调查。违反《外汇管理条例》和本规定的，暂停办理创新业务，并按照《外汇管理条例》及相关规定进行处罚。
- 第二十三条** 本实施细则自发布之日起施行，未尽事宜按照海关特殊监管区域外汇管理办法等现行外汇管理规定办理。

- 附 1. 试验区跨国公司总部外汇资金集中运营管理试点操作规程
2. 试验区直接投资外汇登记操作规程
3. 试验区外商直接投资企业资本金意愿结汇操作规程
4. 试验区境内外租赁服务外汇管理操作规程

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。